

令和5年第5回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和5年5月11日（木） 午後1時30分から午後2時25分まで

2. 開催場所 城陽市役所2階 第2会議室

3. 出席委員（17人）

会 長 19番 谷 則男

委 員

1番 北澤 良祐

2番 服部 茂

4番 奥村 郁雄

5番 稲田 正文

6番 村田 清美

7番 田村 勝美

8番 阪部 幸弘

9番 西村 修

10番 森澤 明

11番 上田 國和

12番 園田 正夫

13番 中村 安秀

14番 奥 哲郎

15番 新井 泉次

18番 木村 正樹

20番 堀井 吉夫

4. 欠席委員（3人）

16番 森島 孝司

17番 新井 源吾

21番 菊岡 祐一

5. 議事日程

日 程 第 1 会期決定の件

日 程 第 2 会議録署名委員決定の件

日 程 第 3 議案 第 9号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 4 議案 第10号 農地法第4条の規定による許可申請に係る許可について

日 程 第 5 議案 第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認
について（利用権貸借）

日 程 第 6 議案 第12号 非農地証明交付申請の発行について

日 程 第 7 報告 第 9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 住田 智章
事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 (議席番号16番 森島委員、17番 新井委員、21番 菊岡委員から欠席届が提出されています。)</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中5名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和5年第5回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、11番 上田委員、12番 園田委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願ひいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号5番と6番を事務局から説明いたします。</p>

事務局	<p>受付番号5番と6番については、同一譲受人のため取りまとめて説明します。 受付番号5番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 権利の種類は3条の有償移転です。</p> <p>受付番号6番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 権利の種類は3条の有償移転です。 譲受人はいずれも城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●です。</p>
会 長	<p>対象地の所有権移転の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>今回、下限面積の廃止にともなった初めての申請となります。 譲受人の●● ●●さんと●● ●●さんは、資料1のとおり就農理由書、営農計画書、誓約書を提出されており、営農の確実性を確認するためにあわせて指導員選任届、農機具等に係る譲渡書、トラクターの見積書の提出を受け確認しております。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
●●委員	<p>申請人はどのような職業をされておられる方ですか。</p>
事務局	<p>申請人は、城陽市内において親子で建設業を営んでおられる方の奥さんと娘さんです。</p>
会 長	<p>下限面積の撤廃に伴い申請されている議案であり、農業が出来るのかの判断が必要と思われるので、農機具を所有されているのか、指導される方がおられるのか、本気で農業をされるのかの判断をさせていただきました。</p>
●●委員	<p>申請人の自己所有は軽トラックだけなのに、米作りは出来るのですか。</p>
事務局	<p>農機具については、離農された方から譲り受けるとの譲受書を提出されており、トラクターにおいては購入する見積書を提出され、指導される方については、指導員専任届を提出されております。</p>
●●委員	<p>トラクターについては、既に購入されているとの情報を得ております。</p>
会 長	<p>次世代の子や孫までが、農地を守ってくれるのかは危惧される場所ですが、申請人は頑張って耕作を行い、3年3作についての誓約書も添付されているので、それ以上についての疑いをかけるのは困難と考えます。</p>

●●委員 例えば、3年後に転用され、その後に再び、農地を購入するような転用ビジネス的なことを行われた場合はどうなるのでしょうか。

●●●●
●●●● 全部効率化要件から鑑みて、再度、農地を購入することについては疑義が生じますので許可は出来ないと考えます。

●●委員 3年後においては、転用は可能なのですか。

会 長 3年後においては、農地の売買は可能であり、転用についても可能となります。

事務局 ただし、転用については条件等が適法となれば可能となります。

会 長 3年後については、●●●●●●●●が述べたとおり、全部効率化要件から鑑みて、再度、農地を購入することについては疑義が生じますので許可は出来ないと考えます。

それでは、他に質疑はありませんか。

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

日程第4、議案10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号3番と4番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番と4番について、合わせて説明いたします。

まず、受付番号3番について説明いたします。

本案件については、議案送付後、関係課の意見照会で資料2-4にある農小屋について、建築確認の申請有無についての意見が付され、申請者が山城北土木事務所へ確認をされた結果、農小屋の建築確認申請について、許可を受けていましたが、建築確認で申請した場所と実際に建てられた場所で相違があるとのことで、建築確認申請の変更届を提出してはいかがかと言われましたが、申請者が農小屋を取り壊すことで整理するという意向を示されたため、本案件は今回、保留とさせていただきます。

受付番号4番について説明いたします。

本案件については、議案送付後、関係課の意見照会で資料3-4にある、隣接する住宅との一体利用とみなされることから、隣地境界をフェンス等で区切る必要があるとの意見が付されたため、指示のあった対応を行うために本案件も今回、保留とさせていただきます。

会 長 なお、受付番号3番、4番については申請内容を整理のうえ、来月以降の定例会に上程される予定です。

会 長 日程第5、議案第11号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号40番と41番について事務局から説明致します。

事務局 受付番号40番と41番については、同一借受人のため取りまとめて説明します。

受付番号40番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。

受付番号41番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手はいずれも八幡市戸津 ●●●●●●●● ●●●●●● ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●●●●●●●は、資料4-1のとおり八幡市の認定農業者であり、適格性について問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 借り手の経営実績および従業員数について教えてください。

事務局 借り手の売り上げとしては●●●●●●円であり、従業員は30名です。販売形態としては葱となっております。

●●委員 ●●●●●●の●●さんとは知り合いです。今回の申請のように八幡市管内の法人や久

御山町管内の法人が城陽市内に参入されて来られるので、城陽市管内にも法人が伸びるような施策を考えて頂きたいと思います。

会 長 売り上げが1億を超える法人が他市町では増えており、貸借農地が、当該法人の所在地には無くなってきている現状のため、他市町村に貸借農地を求めて来ておられます。

私も、荒廃農地解消の一助とはなりますが、野菜等で広く農地活用してくれるような地元の農家や担い手が育つ施策は必要だと思います。

他に質疑はありませんか。

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号40番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号41番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

事務局 受付番号42番について事務局から説明します。

本案件は新規設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。家族でカラーや水稻を耕作されており農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号42番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号43番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号43番について説明します。
本案件は新規設定です。賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は久御山町市田 ●●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●●さんについては、寺田●●●で葱を耕作されており、今回も葱を新規設定で行うものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので採決に入ります。

受付番号43番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号44番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号44番について説明します。
本案件は令和2年7月1日～令和5年6月30日までの期間で設定された再設定です。
使用賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●さんについては、水稻中心に適正に耕作されており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号44番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号45番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号45番について説明します。
本案件は令和4年6月1日～令和5年5月31日までの期間で設定された再設定です。
賃貸借です。
内容は議案書のとおりです。
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号45番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号46番について事務局から説明いたします。

事務局	<p>受付番号46番について説明します。 本案件は新規設定です。使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 借り手は城陽市富野 ●● ●●です。</p>
会長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。</p>
担当委員	<p>報告いたします。親子で農地を耕作されており農地は適正に管理されており問題ない と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありますか。 (質疑なし)</p>
	<p>質疑がないので、採決に入ります。</p>
	<p>受付番号46番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p>
	<p>全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>
	<p>受付番号47番と48番について事務局から説明いたします。 本案件は私の親族が借り手となっている案件です。 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議 案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となりますので職務代 理者に議事進行をお願いします。</p>
職務代理人	<p>会長の退席をお願いします。 (関係委員退席)</p>
	<p>それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号47番と48番については同一借受人のため取りまとめて説明します。 受付番号47番について説明します。 本案件は新規設定です。貸貸借です。 内容は議案書のとおりです。</p> <p>受付番号48番について説明します。 本案件は新規設定です。使用貸借です。</p>

内容は議案書のとおりです。
借り手はいずれも城陽市長池 ●● ●●です。

職務代理者 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●●さんは、●●●●●●の●●であり●●●●●●で引き続き農地を貸借されるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理者 只今、事務局から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号47番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号48番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
案件が終わりましたので、会長の入室をお願いします。議事進行を会長をお願いします。
(会長入室)

会 長 日程第6、議案第12号 非農地証明交付申請の発行についてを上程し受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
申請人は、滋賀県栗東市 ●● ●●です。
平成18年9月に相続移転しました。
市街化調整区域、農業振興地域内、農用地ではありません。
JR山城青谷駅から約300m北側です。
農地法施行前の昭和27年以前から申請地の南側に建物が存在することが申述書、航空写真にて証明されています。

現況は宅地、隣接農地はなし、西側、南側、東側の隣接地は宅地です。
資料5に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地において、公図で示されている●●-●と一体利用されていることを確認し、航空写真の原図も確認しましたので、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

●●委員 無断で転用されているのであれば、農地に復元してから転用の申請が必要となると思いますが、非農地証明交付申請の発行の手続きで良いのですか。

●●委員 今回の申請については、農地法施行前に建っていた建物ですので現行の農地法での審議とはなりません。

事務局 施行後に建っていたならば農地復元により転用申請が必要となります。●●委員が述べたように農地法施行前の建物であり制限を行う法律がなく、地目が農地で現状が宅地であるために是正を行うための申請となりますので、問題はないと考えます。

会 長 他に質問はありますか。質疑がないので、採決に入ります。
受付番号1番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定いたします。

会 長 日程第7、報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。受付番号19番から21番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号19番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、城陽市中 ●● ●●です。

受付番号20番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、宇治市伊勢田町 ●● ●●です。

受付番号21番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は、宇治市伊勢田町 ●● ●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、

日程第7を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第5回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひします。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員